

令和5年第7回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和5年9月28日 午前9時00分～午前9時15分
- 2.開催場所 土佐町役場2階会議室
- 3.出席委員 (8名)
 - 1 式地数一・3 藤尾建・5 窪内一雄
 - 7 西村園・8 和田勇・10 細川盛次・11 近藤秀幸・13 澤田順一
- 4.欠席委員(6名)
 - 2 秦泉寺博隆・4 宮元務・6 仁井田亮一郎・9 西村尚・12 西村美佐江
 - 14 川村耕貴
- 5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・和田彩香
- 6.議事日程
 - 議案審議
 - 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 非農地証明について
 - その他
 - 報 告 農地法第3条の3の届出について

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は秦泉寺博隆委員、宮元務委員、仁井田亮一郎委員、西村尚委員、西村美佐江委員、川村耕貴委員の6名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長:おはようございます。令和5年第7回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。5番窪内一雄委員、7番西村園委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は3件の申請がありました。1件目について説明します。

【内容説明】

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局:3 件目について説明します。

【内容説明】

会長:藤尾委員から補足説明はありませんか。

藤尾委員:ありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、第2号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は3件の申請がありましたので、説明します。

【内容説明】

会長:本件について質疑はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:藤尾委員より補足説明はありませんか。

藤尾委員:補足説明は、ありません。

会長:本件について質疑はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局:3件目について説明します。

【内容説明】

会長:和田委員より補足説明はありませんか。

和田委員:補足説明は、ありません。

会長:本件について質疑はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回 1 件の届出があり、本件はその報告です。

【内容説明】

会長:他に何かありませんか。

事務局:9月 20 日に産業文化祭実行委員会が開かれ、今年は 11 月 23 日木曜日に産業文化祭を開催することが決まりました。役場総務課から町勢功労者表彰の出席案内がありますので、出席をお願いします。また、当初の予定では通常の 28 日ではなく、産業文化祭が開催される場合は、その日に併せて農業委員会総会を開催することとしていましたが、どういたしましょうか。

和田委員:11 月 23 日、木曜日、町勢功労者表彰後、土佐町基幹集落センターで開催したほうがいいと思います。

会長:他の皆さんも 11 月 23 日の開催で構いませんか。

他委員:構いません。

藤尾委員:農業委員会総会は産業文化祭が終了後ですか。

事務局長:産業文化祭は9時からで、町勢功労者表彰は 10 時からになります。今年、農業委員さんの中には表彰される方はいませんが、来賓として出席してもらっていますので、総務課から案内があると思います。例年の農業委員会総会は、町勢功労者表彰終了後に開催していました。

事務局:それでは、11 月の農業委員会総会は、11 月 23 日、木曜日、町勢功労者表彰後、土佐町基幹集落センターで開催します。開催の際には、開催通知を郵送します。

会長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。今回は 10 月 27 日、金曜日、9 時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。以上です。

会長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第 7 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 数一

議事録署名委員

窪内 一雄

議事録署名委員

西村 園